

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提出日(最新提出日)	令和6年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
22	8	2	32

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>1</p> <p><病院事業試算表対比表概要による報告について> 病院では、毎月1回開催される病院運営会議で前月分MONTHLYREPORT及び岐阜市病院事業試算表対比表概要を報告している。 岐阜市病院事業試算表対比表概要に記載されている内容は、会議前月までの損益累計額等、前年度及び前々年度同月時点の損益累計額等、対前年度比増減額、対前々年度比増減額である。その他の収益情報として、各年度前月まで累計の延入院患者数、新規入院患者数、1人当たり入院単価、延外来患者数、1人当たり外来単価を報告しており、費用情報として、給与費、材料費(薬品費・診療材料費別)、経費等を報告している。その他の情報として、新型コロナウイルス感染症対応関連情報がある。 上記の情報及び報告について、次の点から経営成績管理についての分析が不十分であると考えられる。 ① 収益・費用比較以外の情報は、月次推移、前年同月比較あるいは累計比較による増減額、増減率は把握できるものの、増減額の原因分析等の記載はない。 ② 収益・費用比較には、病院全体の収益及び費用について、前年度及び当年度の月次比較をした結果が記載されているが、例えば、人件費の増減要因として、6月及び12月の「期末勤勉手当」など、毎年度定例的に発生する要因の記載もない。 ③ 報告事項は収益・費用比較にとどまり、重要な固定資産の取得、患者負担分未収金残高等の貸借対照表項目についての記載はない。 分析が不十分な事項について質問及び関連資料等の閲覧を実施したところ、電子カルテに補足情報があること及び令和5年度よりカラー資料等を用い、補足事項等を口頭で説明している等、わかりやすい報告に心掛けていたことであった。今後は、増減分析等を含めた報告と病院経営に重要な影響を及ぼす貸借対照表項目についても報告をすることが望ましい。</p>	意見	令和5年度から主な増減理由について説明しているが、より一層分かりやすい説明の方法を検討する。 貸借対照表項目については期中の報告よりも、決算確定時の報告の中で説明する方向で検討しており、令和6年度中を目処に対応予定である。	△	市民病院	病院財務課 総合企画室	54
<p>2</p> <p><診療科別患者数及び収益の分析について> 入院収益について令和3年度と令和4年度を比較すると、全体の金額はほぼ横ばいとなっているが、診療科ごとで見ると増減が顕著な診療科が散見される。また、令和4年度の患者数は令和3年度に比し約11,000人減少しているが、入院診療単価は、8割以上の診療科で増加している。 病院全体の入院収益は減少していないものの、診療科ごとでは収益、患者数、入院診療単価とも増減していることから、定量的及び定性的な要因を把握し、増減要因の分析を継続的に実施することが望ましい。</p>	意見	令和5年度からは、毎月月初に前月の患者数や診療単価などの実績を確認し、前々月及び前年同月の実績との増減理由を分析、その結果を病院経営会議で毎月報告している。	○	市民病院	病院財務課 医事課 総合企画室	54 55
<p>3</p> <p><診療科別の費用の分析について> 外来・入院と診療科別の収益の把握はできていた。一方、費用に関する資料について関連資料を確認したところ、令和3年度は変動費を各診療科毎に把握し、限界利益を算出、固定費を配賦して診療科別利益を算出していたが、病院全体の収益情報については公表されている決算書の数値と整合性が取れていなかった。 管理会計資料は公表事項ではないが、期末時点においては、確定した決算書との整合性が保たれるようにすることが望ましい。 令和4年度の診療科別費用及び収益の把握について聞き取りを実施したところ、原価計算システムを導入しているが、管理が複雑な費用(人件費等)があるため、システム会社と協力して対応中であり、令和5年度中に方向性を決定できるよう最適な方法を模索中とのことである。 原価計算の概念には、収益に対応して増減する費用(以下「変動費」という。)と収益に対応せず一定額発生する費用(以下「固定費」という。)があり、固定費の配賦方法や配賦基準の決定は、組織全体で十分な議論が必要な論点である。 一般に診療科別原価計算の按分配賦は、一定の仮定に基づく配賦率等に基づいて計算されることから、仮定が実態に即していない場合に正確な数値は算出できないため、現時点においても最適な方法を模索中であり、原価計算が困難であるとした当該理由に一定の合理性は認められる。 しかし、費用発生の実状把握ができておらず、病院全体の損益の発生原因を明確にするために、診療科及び部門(以下「診療科等」という。)で発生した費用についても、病院全体で前年同月比較あるいは累計比較を行うのみならず、増減が著しい診療科等について、その原因分析が必要と考える。 具体的には、変動費の把握ができる場合は、変動費のみによる原価計算から取り組み、固定費は病院全体で回収可能かどうかを分析し、導入した原価計算システムを稼働するよう早期の改善が望ましい。</p>	意見	令和6年5月に実施した病院幹部と診療科との面談においては、各科の診療収益から各科ごとの薬品費・診療材料費及び医師の人件費を引いた簡易な原価計算結果を面談資料の一部として提示した。 現在、令和5年度決算値による診療科別原価計算を行うため、原価計算システムにおける各種設定やデータ取り込み等を行っており、令和6年度中を目処に計算結果を病院幹部に提示する予定である。	△	市民病院	病院財務課 医事課 総合企画室	55 56
<p>4</p> <p><医療機器等固定資産取得に関する購入・稼働について> 医療機器取得後の稼働状況について聞き取りより確認したところ、現場担当者が確認しているとの回答を得たが、重要性の観点から、現場担当者以外の者も稼働管理すべき医療機器を特定し、稼働目標を設定してその目標に対する実績を把握し、取得した医療機器が当初の予定どおりに稼働しているかどうかを検証することが望ましい。</p>	意見	稼働目標の設定と実績の把握・検証について、以下のとおり行うこととした。 令和6年度以降に購入する3,000万円以上の高額医療機器について、新規導入又は更新時において当院の診療実績、将来推計等を勘案して稼働目標を設定する。 購入後、目標に対する実績を年1回上層部との部署面談において報告し、稼働状況を把握・検証する。	○	市民病院	病院財務課	56 57
<p>5</p> <p><令和6年度からの改正労働基準法適用について> 病院では、医師労働時間短縮計画を策定し、地域医療の確保のために対象医師を選定してB水準の申請を行っている。 短縮計画では、労働時間短縮に向けた取り組み、医師の業務の見直し、その他の勤務環境改善等の実績・取り組み目標が記載されているが、医療従事者、とりわけ医師の長時間労働は過去からの病院事業の大きな課題であると考えられることから、短縮計画に記載した取り組み目標はもろろんのこと、法の趣旨に則り、病院に従事するすべての職員が「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワークライフバランス」「多様で柔軟な働き方」を実現できるようにすることが望まれる。</p>	意見	令和5年度6月に医師労働時間短縮計画を策定し、医療機関勤務環境評価センターへ受審申し、11月に評価結果通知を受けた。 全体評価として、医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は、十分に行われており、労働時間短縮が進んでいるとされた。 その後、岐阜県へ特定労働管理対象機関(B水準)指定申請書を提出し、岐阜県より特定労働管理対象機関(B水準)の指定を受けた。 令和6年度は、4月に医師の時間外労働時間上限規制をスタートし、医師労働時間短縮計画(正式版)を県に提出した。(B水準医師3人)	○	市民病院	病院政策課	60 61
<p>6</p> <p><現金の残高管理について> 令和5年3月末時点の病院事業会計に係る現金残高は4,700,393円であった。 当該現金の実在性について確認できる証憑を医事課及び病院施設課に求めたところ、未作成との回答を得た。 現金残高については、その時点での実在性を確認できる証憑として、取り扱い場所単位で金庫表等を作成し、実在する現金残高と財務諸表における現金残高とが一致していることを明示することが必要である。</p>	指摘	令和6年3月より毎月月末の現金に係る証憑を作成している。	○	市民病院	医事課 病院施設課	70

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提出日(最新提出日)	令和6年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
22	8	2	32

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
7 <資金前渡職員口座の管理について> 前渡金の内、月末未使用分は、病院会計内の預金口座に戻すことになっていたが、3月31日付で処理すべき業務が多く、処理を失念した。結果、未収入金残高として計上されていた。 決算確定に当たり各部署に必要な業務を一覧化し、実行の都度消し込みなどの対応が望ましい。	意見	月末(年度末)業務チェックリストを作成した。	○	市民病院	医事課	70
8 <長期未回収債権の整理について> 令和5年3月末時点のその他未収入金の内905,214円が、長期未回収のまま残っている。これは、平成19年の税務調査で指摘を受けた所得税追徴課税分であり、追徴分につき個人負担分も含めて病院事業会計から支払ったものである。その後、当該個人に請求するなどして、回収を進めていたが、本人宛所不明により未回収となっているとのことである。 これについては、発生時からの経過期間を鑑みると回収可能性が乏しいと考えられることから債権放棄により整理することも必要である。	指摘	これまでに督促等を進めてきたが、本人宛所不明等で未回収となっているため、さらなる債権回収の努力を継続したうえで、それでも回収不可能な場合には、必要な手続きを経た上で、令和6年度中を目処に債権放棄を進める。	△	市民病院	病院政策課	71
9 <レセプト不備等による返戻通知の防止策等について> レセプト点検システムを使用しエラーを検出、検出したエラーを修正したレセプトを保険者に提出している。また、人的点検により返戻の可能性が高いレセプトには症状詳記を添付して提出している。しかし、令和4年度の平均返戻額は1億円超となっており、年間保険診療分の概ね6.8%程度となっている。 返戻率はレセプトを修正し、毎月の保険者請求のタイミングで再審査請求を実施しているとのことであるが、本来、速やかに再審査請求を行うべきであるものの、過年度分の請求及び再審査請求が集中する月も散見された。返戻通知の到着後は速やかに再審査請求事務を実施することが望ましい。	意見	基本ルールとして、返戻が届いた当月もしくは翌月に再請求することを定めた。現在、過年度分の返戻を処理中である。	○	市民病院	医事課	75
10 <保留債権にかかる未収入金の計上について> 返戻レセプトは、内容の不備等(主に病名不備)を調査修正して、後日、通常のレセプト提出のタイミングで保険者等に再提出されるが、調査修正に時間を要する等の理由により、返戻された月の翌月期限までに再提出できず保留となっている場合がある。 返戻レセプトについては、再度保険者に請求をする際にも資産及び収益として計上されるため、資産及び収益の重複を回避することを理由に、返戻時点でいったん医業収益と医業未収入金の取消処理を行い、再審査請求をした時点で医業収益及び医業未収入金への再計上をしている。また、保留とした診療報酬は、請求額が決定していないことから、医業収益として計上せず、請求時に収益計上を行っている。 しかし、返戻を受けた場合であっても、再審査請求が不可能なものを除き、後日、通常のレセプトと併せて保険者等へ再度請求することとなるため、診療報酬請求債権自体は消滅していないと考えられることから、医業収益及び医業未収入金の取消処理ではなく、再審査請求時に差額調整をする運用とすることが望ましい。	意見	返戻レセプトに係る医業収益計上の取り扱いについては、当院が採用している再審査請求時に再計上する方式と、指摘において記載のある差額調整する方式の双方ともに一般的である。差額調整方式については、当院の債権管理システムが対応しておらず、また、レセプト請求時の総金額と計上額に差が生じるため債権の管理が煩雑になることから、今後も当院が採用している方式を継続する。	×	市民病院	医事課	75 76
11 <延滞債権回収(患者負担分)について> 病院の督促状に同封される納付書等は金融機関窓口のみで使用できる用紙であり、延滞債権が回収できない一要因となっていることは否定できないと考える。昨今の市税等の納付は、コンビニエンスストア利用やパソコン・スマートフォンからQRコード決済可能なものまで多様化しており、患者の利便性を勘案して支払方法を多数から選択可能とし、延滞債権及び不納欠損金の減少に貢献することが望ましい。	意見	提案された内容は決済業者への費用が発生し、黒字経営を要求される企業会計としては、費用対効果から不採用としている。ほとんどの国民が金融機関の口座を所有しており、インターネット上から銀行振込が可能であることに加え、クレジット決済を導入していることから利便性は一定以上保たれていると考える。 <費用対効果の検討内容> 業者に見積もりをしたところ、QRコード(paypay)決済は決済額の3.45%、コンビニでのバーコード決済手数料は235円/件であった。当院のような急性期病院の利益率は通常3%以下であることから、QRコード決済の採用は困難である。また、コンビニ決済は、一万円以上の未収入金であれば、利益率の面から考えると採用は可能であるが、一万円以上の未収入金を督促する患者のほとんどが分割納付であるため、利益率が低下する懸念がある。このほか、システムの導入費や専用用紙代、作成の person 費を考慮すると費用対効果が低いため、採用を見送った。	×	市民病院	医事課	80 81
12 <診療報酬請求額と入金額の差異管理(公費負担・保険者請求分)について> 病院では、保険者請求分について、入金月ごとの保険請求増減集計表を作成、管理しているとのことである。当該集計表を閲覧したところ、各月保険者別の減額のみ記載にとどまっていた。 一般的な債権管理の観点からは、①債権額(請求額)、②入金額、③未入金額の情報等は最低限必須であるが、現状の集計表では月ごとの減額総額を把握するにとどまり、債権管理表としては不十分であると思案されるため、早急に改善することが望ましい。	意見	債権管理表の作成の検討に入っており、令和7年度を目処に対応予定である。	△	市民病院	医事課	81 82
13 <固定資産(ソフトウェア)の範囲について> 病院事業において使用される各種医療装置について、その特定の機能を發揮するためのプログラムについては、機器組込みソフトウェアとも考えられるが、幅広いアプリケーションを動作させて汎用的な機能を実現するものは単独のソフトウェアと考える。 病院事業において使用されているシステムは39種類に及ぶことから、現有システムの内容及び機能を再確認し、汎用型のものとは別途無形固定資産として計上することも必要と考える。取得したシステムの内容及び機能に応じて会計処理を行うことが望ましい。	意見	令和5年度以降の導入資産について、幅広いアプリケーションを動作させて汎用的な機能を実現するソフトウェアについては、無形固定資産として計上することとした。こうした整理のもとで、令和5年度末に更新した病院情報システムについては、汎用型のソフトウェア部分を無形固定資産として計上することとした。	○	市民病院	病院財務課	83 84
14 <固定資産管理のシステム化について> 病院事業において固定資産管理は重要な項目と考えられ、システム化することが必要である。これについては、財務会計システム内に固定資産管理機能は実装されているが、必要な機能が不足していることから、Excelで管理しているとのことである。 ただし、表計算ソフトでは、多数のデータを扱うと数式入力漏れ、転記誤りなどが生じやすく、ファイルの中身や使い方を知らない担当者が限定されてしまうことが考えられることから、早急にシステム化を行うことが必要である。	指摘	固定資産台帳をシステムに登録済である。	○	市民病院	病院財務課	92

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提出日(最新提出日)	令和6年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
22	8	2	32

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
15 <病院給食業務委託の業者選定方法について>※1 岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表することとなっているが、当該契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。公表していない理由を確認したところ、前例に基づき公表していないとのことであった。 今後は前例にらまれることなく、ガイドラインに沿った審査結果を公表するよう努めることが望ましい。	意見	今後は岐阜市プロポーザル方式ガイドラインに沿って公表する。	○	市民病院	病院施設課	96 97 98
16 <病院給食業務委託の業者選定方法について>※2 過去2期契約期間に最終的に応募があったのが、1社のみであり、実質的には競争性が確保されているとは言い難い結果となっている。病院として、業者参入の開口を広げるため、仕様等の見直し及び業者への参考意見の聞き取りをしたうえで、「業務主任者の資格要件の緩和」、「食材購入金額の市内割合の緩和」を行ったことであるが、このような結果を踏まえると、公募型プロポーザル方式の基本原則にあるように、より多くの事業者が参加できるよう今一度必要不可欠な参加条件を検討することが望ましい。	意見	次回の業者選定は令和7年度であるため、公募条件については現場の状況を踏まえ、栄養管理室と検討する。	△	市民病院	病院施設課	96 97 98
17 <医療事務等業務委託の業者選定方法について> 岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表することとなっているが、当該契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。公表していない理由を確認したところ、前例に基づき公表していないとのことであった。 今後は前例にらまれることなく、ガイドラインに沿った審査結果を公表するよう努めることが望ましい。	意見	今年度(R6年度)実施した審査結果は、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインに沿って7月12日に公表した。	○	市民病院	医事課	101 102
18 <中央材料室滅菌業務委託の業者選定方法について> 中央材料室滅菌業務委託契約が、過去4期とも4月～5月までは随意契約、6月～翌年3月(期末)までは指名競争入札となっている理由について、質問等により確認したところ、中央材料室滅菌業務委託の業務実施には、一定の準備期間(人員確保、研修等の期間)が必要であり、その日数の確保が困難であるため、3月までの受注業者と随意契約により契約をし、その後指名競争入札により最も安価な業者と契約をしているためとのことである。 なお、指名競争入札では、日本ステリ株式会社のほか2社の入札があり、日本ステリ株式会社も最も安価な入札額であることを関連資料の閲覧により確認した。 年度初め2か月は随意契約、残りの10か月は指名競争入札の理由に一定の合理性はあるものの、契約行為が2回となるのは病院及び受注業者の事務負担にもつながら、業務の有効性及び効率性が損なわれる可能性は否定できないことも考えられる。 地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17により定められた岐阜市長期継続契約に関する条例第2条第2号により長期継続契約を締結することができる契約についての規定があり、その対象業務について岐阜市長期継続契約事務処理要領第2条第2項の規定もあることから、長期継続契約への移行を検討することが望ましい。	意見	長期継続契約できる業務は、経常的かつ継続的な役務の提供で、期間中に仕様内容の見直しや配置人員等に大きな変更がないものである必要があるため、中央材料室の担当者に確認し、令和7年度から長期継続契約を締結するよう進めている。	△	市民病院	中央材料室 病院施設課	106 107
19 <臨床検査業務委託の請求管理について> 臨床検査業務委託の「業務委託契約書」には、受託者の義務として委託業務が完了したときは、委託者に対し、速やかにその結果を所定の様式により報告することが求められている。また、検査料は、1か月ごとに締め切り、委託者に契約単価に従った委託料の請求を行うことになっている。 病院では、検査業務の報告内容は一覧化したデータで納品されている。検査料の支払いに当たっては、納品されたデータと項目別内訳書(請求明細)を照合した上で実施している。 検査業務の報告内容が請求明細と相違がないかどうか突合していることは評価できるが、検査業務が一覧化したデータで納品されているのであれば、支払時の突合等を紙ベースで実施することは、事務の有効性及び効率性を非常に損なうことが危惧される。そのため、検査システムを活用して、納品された検査データの内容と請求書との照合(データベース)が可能となるよう検討を行うことが望ましい。	意見	中央検査部に納品される検査データ、病院施設課に提出される請求書データの電子データによる突合方法については、令和6年度は関係部局(医療情報室、中央検査部及び病院施設課)で効率的な方法の検討を進めている。	△	市民病院	中央検査部 病院施設課	112
20 <臨床検査業務委託の業者選定方法について> 長期の随意契約の場合、競争性や公平性の確保が満たされないのではないかを危惧するものの、一方随意契約の理由にもあるように、高品質の医療提供のためであれば止むを得ない部分もあるが、単価契約時には毎年度単価の見直し等をし、適正な単価での契約をすることが望ましい。	意見	毎年、年度当初の契約時に、契約単価の見直しを行っている。 また、令和5年度は、令和6年2月にも契約単価の見直しを行い、変更契約を行っており、適切な単価での契約に努めている。 令和6年度は、令和6年2月に見直しを行った単価で引き続き、契約を締結した。	○	市民病院	病院施設課	112 113 114
21 <病院の経営改善及び病院運営に対する支援・指導業務委託の管理について> 当委託契約は、病院の経営改善及び病院運営に対する支援・指導業務を委託するものであり、その委託内容は、病院を取り巻く様々な環境の変化に対応し、病院の健全な経営と質の高い医療サービスの提供を両立させ、経営基盤を強化していくための経営の改善及び病院運営全般について支援・指導を受けるものである。 受託者は、委託業務の実施に当たり、仕様書に基づいて毎月の業務の実施に係る報告書を提出することになっているが、業務の実施に係る報告書については、令和4年4月～令和5年3月の関連資料等を閲覧したところ、関連資料には委託業者が病院へ訪問した日時、面談者、会議・委員会出席等の記録はあるものの、面談時の面談記録は記載されていない。仕様書に基づき報告書等の整備が望ましい。	意見	令和6年3月に受託者から、令和5年度に実施した面談時の面談記録の提出を受けた。	○	市民病院	総合企画室	118

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提出日(最新提出日)	令和6年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
22	8	2	32

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
22 <病院の経営改善及び病院運営に対する支援・指導業務委託の業者選定方法について> 当業務委託は一定以上の知識や経験を有する専門家等の助言及び指導を求めるものであり、特殊性を有する案件もあることから、業者選定が困難だと思われるが、業者選定の公平性・競争性の担保や経営改善効果について既存業者とは異なる新たな視点の発見、同業他社の参入機会の確保の観点から、業者選定の方法を検討することが望ましい。	意見	令和4年度に総合企画室を設置し、経営方針及び経営計画の策定、経営強化のための企画、立案、運営改善などに取り組んでおり、令和5年度からは事務職員を増員し更なる体制の充実を図った。今後は、総合企画室を中心に経営改善を進めていくこととし、当該業務委託については、令和5年度で終了した。	○	市民病院	総合企画室	119 120
23 <薬品及び診療材料単価契約・随意契約管理について> 病院では、手書きによる契約番号簿を各年度ごとに作成している。当該資料に記載されている項目は、契約月日、件名、契約相手方、連絡先等、病院担当者である。契約種別、契約期間、契約金額、進捗管理等を記載した台帳等については、各担当者が必要に応じて業務に即した管理ファイルを作成しているとの回答であった。 当該方法では薬品及び診療材料等の購買管理等が属人的になること、主担当者不在又は担当者異動の際に、引継ぎが十分できないことが懸念されることから、契約管理簿のデータによる作成・担当課での情報共有等を勘案して契約管理を実施することが望ましい。	意見	管理が属人的にならないように、それぞれの担当者間で情報を共有するとともに、各担当者が管理している管理台帳の書式の共通化及び保存場所の一元化による共有化をはかり、異なる担当者でも手続の状況等を把握できるようにした。	○	市民病院	病院財務課	125
24 <診療材料の在庫管理について> 当該委託契約書仕様書によると、在庫管理について「毎月院内サブライセンサーのたな卸を行うこと」と定められている。委託業者から病院への報告は、報告会を毎月開催しており、差異があった品目については報告書の提出を求め、委託業者と病院担当者が差異品目を突き合し、差異が生じた原因を確認しているとのことである。 報告内容が適切かどうか、差異が生じた原因の解決策等の実施状況等はどうかが不明であり、院内サブライセンサー内の診療在庫管理についてはSPD委託業者で完結している可能性が高く、在庫管理に関して病院の牽制が働かない仕組みとなっている恐れがあるため、牽制が働く仕組みを構築することが望ましい。	意見	院内サブライセンサー内の在庫管理については、毎月のたな卸に職員が立会うこととした。	○	市民病院	病院財務課	125
25 <たな卸マニュアル等の整備について> 企業会計規程87条において、毎事業年度少なくとも1回の実地たな卸の実施が定められており、薬品について「棚卸実施マニュアル」が作成されている。 当該資料には、事前準備に係る事項、実施内容に係る事項、集計・回収に係る事項、差異の原因追及に係る事項等と、当日の注意事項、簡単なタイムスケジュール、担当分担等が記載されているが、詳細なタイムスケジュール一覧やロケーションマップが整備されていない。 たな卸時は、当該資料を基礎としてたな卸が実施されているとのことであるが、たな卸漏れや担当者ごとの実施方法や認識に齟齬が生じないよう、網羅的、画一的なたな卸実施のために詳細なたな卸マニュアルの整備を行うことが望ましい。	意見	棚卸マニュアル(タイムスケジュール一覧、ロケーションマップを含む。)を整備した。	○	市民病院	病院財務課	126
26 <賞与引当金について> 病院では、翌年度6月支給予定の期末勤続手当に係る当期発生分について、賞与支給対象期間である12月から3月までの4か月分を賞与引当金として計上しているが、当該金額は当初予算額から変更のない金額となっている。 引当金の金額をどのように決定するかについて、現行制度上、企業会計においても統一的なルール及び具体的な算定方法は定められていない。そのため、実務においては引当金計上時点の入手可能な情報に基づき、合理的かつ適正な見積りを行うことが求められているといえる。 病院の現在の計上方法によると、当年度予算策定時点における見積りに基づく賞与引当金を計上していることとなり、期末時点の合理的かつ適正な見積りに基づく賞与引当金とは言い難いものとなっていると考えられる。 当年度予算策定時点では職員の退職等による賞与引当金減少の見積等は困難と考えられるが、過去の期中退職人数の実績等をベースとする等、可能な限り実績値と乖離することのないよう、また、適正な損益計算及び負債の計上等の観点から期末における最善の見積りに基づく会計処理を行うことが望ましい。	意見	令和5年度末の退職者を除くなど令和5年度末の最新の給料等の情報に基づく令和6年度6月に支給予定の金額から、賞与引当金を計上した。	○	市民病院	病院財務課	131
27 <一般会計負担金の算定根拠の見直しについて> 一般会計負担金の算定に当たっては、負担金項目ごとに計算式や基準となる指標等が定められている。これらの計算式や指標には一定の合理性が認められるものの、長年にわたって同様の計算式を使用しているケース(第5-11救急医療の確保に要する経費)が多く、また指標自体が更新されないために毎年同額を計上しているケース(第5-8リハビリテーション医療に要する経費、第5-10小児医療に要する経費、第5-12高度医療に要する経費)も見受けられた。 一般会計負担金については、年間約1,160百万円が市の一般会計から支出されており、質的・量的にも重要性の高いものである。 そのため、負担額の算定方法については毎年検討を行い、過去に定めた計算方法や指標が現状に合わない場合は見直しも含めた対応を行うことが望ましい。	意見	負担額の算定方法については毎年検討を行い、市財政部局と相談しながら、見直しも含めた対応を検討している。	○	市民病院	病院財務課	139
28 <医業未収金残高に保険者請求分を含めることについて> 医業未収金残高は、患者負担分未収金と保険者等へ請求した未収金の合計額であるが、保険者等へ請求する医業未収金は原則として回収が確実である。 したがって、不納欠損率算定に際しては、患者負担分未収金額を基礎とし、貸倒引当金額算定も患者負担分未収金に不納欠損率を乗じる方法も検討されたい。	意見	R5決算より、不納欠損率の算定に際して、患者負担分未収金額を基礎とした。	○	市民病院	病院財務課 医事課	141

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提出日(最新提出日)	令和6年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
22	8	2	32

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
29 <債権区分による貸倒引当金算定について> 病院では、弁護士へ回収を依頼している患者負担分未収金は令和4年度末で80,041,334円となっている。当該金額の中には、発生から一定期間が経過し弁護士の督促後も未収となっている金額も含まれている。そのため、貸倒引当金算出時には、患者負担分未収金を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分し、各区分ごとに貸倒引当金を算定することが望ましい。	意見	令和5年度末の患者負担分未収金を一般債権(調定日から1年未満で弁護士委託していない)、貸倒懸念債権(R5年度弁護士委託したもの)、破産更生債権(調定日から1年以上経過し弁護士委託していないものまたはR4年度以前に弁護士委託したもの)に区分し、各区分ごとに貸倒引当金を算定した。	○	市民病院	病院財務課	141 142
30 <就職準備貸付金の費用計上のタイミングについて> 看護職員就職準備資金については、貸付けを行った年度に全額を損益計算書で費用計上するのではなく、免除に応じて費用計上を行ったうえで、期末に残存している債権については貸付金等の科目で貸借対照表に表示すべきである。	指摘	包括外部監査人からのアドバイスを基に参考となる文献や、他病院の運用等を調査し、適切な経理処理の方法を固めていき、令和7年度予算から対応予定である。	△	市民病院	病院財務課	144 145
31 <退職給付引当金積立状況の確認について> 現状の退職給付引当金計算は、平成26年度に把握された引当不足の解消を目標としたものとして一定の合理性はあると考えられる。ただし、企業会計規程では期末自己都合要支給額を引き当てるものことから、平成26年度の引当不足を定期的に解消してきた現在の期末残高と各年度末の自己都合要支給額を元に計算した退職給付引当金残高とを比較し、重要な差異が生じていないか確認することが望まれる。	意見	令和5年度以降、予定どおり積み上げた場合の期末残高が、自己都合要支給額を元に計算した退職給付引当金残高を超過しないことを確認しながら進める。	○	市民病院	病院財務課	147
32 <PC端末やUSBメモリ等の管理状況について> 病院で購入したPCやUSBメモリについては「医療情報システム情報セキュリティ実施手順書」の対象となっており、手順書に記載されているとおりソフトウェアの導入や院内ネットワークへのアクセスに関しては制限が設けられている。 一方個人で購入したPCやUSBメモリについては手順書の対象外となっており、厳密なセキュリティ対策は行われていない。仮に個人で購入したPCがランサムウェア等に感染した場合、そこに保管されている病院に関するデータが外部に流出する可能性がある。また、セキュリティの低いUSBメモリなどを介して病院システムが被害を受ける恐れもある。 したがって、個人で購入したPCやUSBメモリにつき、院内で使用し病院のデータを扱うのであれば、持込管理やセキュリティ周知等の対策強化も検討することが望ましい。	意見	個人USBメモリの利用を防止するため、セキュリティの高いUSBメモリを医療情報室で購入し、データ受渡用として利用を開始した。個人PCについては、電子カルテが接続されている医療情報ネットワークとは物理的に接続されていないが、情報の流出がないよう、定期的な注意喚起を実施している。	○	市民病院	医療情報室	148 149 150